

第27回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成24年12月4日午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所

京都地方裁判所第1会議室

3 出席者

(委員)

河村貞枝，杉田洋，西山明己，藤原八重子，松本久美子，水谷義則，村上和也，
安田拓人，依田建吾，池上哲朗，鈴木真理子，菊池洋一，山下寛

(事務担当者等)

吉田進，福本明弘，谷川佳史，西村馨，遠藤恭弘，光田和秀，林誠治郎，大本
善久，谷村延之

4 議題

大規模地震に対する防災について

5 議事

(1) 開会

(2) 新任委員あいさつ

(3) 委員長あいさつ

(4) 議事

ア 大規模地震に対する防災についての説明

イ 大規模地震に対する防災についての取組状況

ウ 意見交換

《発言者；■＝委員長，○＝委員，□＝事務担当者等》

○ 地震や二次的な火災等の災害の対応において大事なことは，避難経路の確認

等の事前準備，各従業員における役割分担の把握だと考えている。被害を最小限に抑えるためには実際に行動できることが重要であり，従業員に対し，防災マニュアルの確認，各自の行動基準，応急措置に関する教育や研修を実施している。また，ホテルには多くのお客様がいらっしゃる場所，不正確な情報が発信されるとパニックを引き起こすおそれがあるので，窓口を一本化して正確な情報を発信することが重要と考えている。備蓄については，食料品や備品等を一定量備蓄し，これらの内容を防災マニュアルに盛り込み，各従業員が携行している。

- 旅行業界においても，東日本大震災以降，お客様の安心安全に対する一層の配慮が求められており，当館も大規模災害発生時の緊急避難場所として旅行客の一時受け入れ場所となっている。大規模地震に伴う同時火災の対策も重要と考えており，絶対に火事を出さないという方針で対応している。また，災害時には消防が来ないことも考えられるため，消火，救助等も自主的に計画していく必要があり，そのためにはトップに立つ者の判断力の向上等の育成，防災意識の向上に向けたPDC（Plan Do Check）を行わなければならない。実践的で簡潔なマニュアルを作成し，災害時に誰でも業務ができるようにしておくべきで，特に旅行シーズンは多数の観光客が訪れることから震災が起きたときに想定される交通渋滞や建物倒壊等の対応を今一度考えてみる必要があると考えている。

- 病院では，入院患者，外来患者，職員がおり，いろいろな状況に分けて対応する必要があるため，昼，夜，京都市が相当な被害に遭った場合等，様々な想定で訓練を行っている。また，当院は基幹災害医療センターになっており，外から来る患者の受入の対策も必要になってくる。備蓄についても相当量の備蓄があるが，裁判所においも同様と思われるが，備蓄の問題を含め外から多数の人が殺到した場合の対応を考えておく必要があると思う。火災の

対策も重要であり、毎月訓練を行い、防火と災害を連動させてマニュアルも作り直した。阪神淡路大震災における反省を踏まえ、取り組んでいる。

- 当社においては、大規模地震に加え、洪水、火災等の事態を想定し、2つの目的を持って事業計画を立てている。1つは、顧客、社員の安全、会社財産の確保、もう1つは、事業継続性の確保によりサプライヤーとしての供給責任を果たすこと、ひいては事業活動を継続することにより社員の雇用を守ることである。昨年のタイの大洪水で主力工場が被害に遭ったことを受け、平時からのリスク管理が重要と考え、本社が被災した場合の本部機能代替設置場所の複数設置、顧客への被害状況等の情報発信、生産復旧を優先して行う製品の選定、輸送、工場が被災した場合の技術的支援を行うことを計画している。

裁判所において、管内の支部や簡裁に対しての備蓄の輸送等の防災に関する支援はどのようなことを考えておられるか教えてほしい。

- 備蓄については、本庁のみならず管内支部、簡裁においても、一定量を備蓄しており、防災計画については、各地域で想定される被害を考慮して作成し備え置いている。官用車は本庁と舞鶴支部にあり、官用車を利用して備蓄品の輸送等の救援を行うこととして、舞鶴支部の備蓄量は若干多めにして、北部の管内支部等に対して舞鶴支部を中継ポイントとして輸送する計画を立てている。

- 検察庁では、災害時のマニュアルとして、2本立てのマニュアルを作成している。一つは、検察庁や警察には身柄拘束を受けている被疑者がいることから、それらの者の安全を確保しながらどう対応するかという内容で、もう一つは、各職員に関する内容で、防災手帳という冊子を作成し全職員が携帯しており、災害発生時、特に勤務時間外に発生した場合の対応が書かれている。安否確認の方法については、民間の警備会社の安否確認サービスを利用しており、事前

に登録していると安否確認メールが来て、それに対して番号で簡単に返信できるという便利なものになっている。ほかに、避難行動の際の注意喚起、AED、応急措置の方法、衛星電話の案内等の記載がある。

勾留等の期限のある手続の対応のため、災害時に登庁できる職員を決め、徒歩や自転車による場合の所要時間を事前登録して、所属庁に限らず、必ず誰かが出勤して対応できるような態勢をとっている。

- 災害時に、外に出ると危険な場合もあり、耐震強度を満たしている建物であれば、外に出ずに建物内に残る方が安全な場合もある。

緊急時の参集職員について、当院では、看護師は近くの社宅で生活しており、そのほかの職員も近くに住んでいる者が多く、日頃から緊急時に備え、病院に泊まっている者もいる。

- 学校現場では、災害時に、管理職員が必ず来るようにということで、公共交通機関、自転車、徒歩により出勤した場合の所要時間を事前に確認しているが、通勤経路の橋が倒壊していたり、自分の家が損壊している場合は行くことができず、そのような場合にどうするかという問題もある。

避難訓練について、病院では様々な時間帯や状況を想定して訓練をされると聞き、訓練の在り方を考える参考になった。

- 災害時には、正確な情報が迅速に入ってくるのが大事であり、今は、衛星回線がよくなってきたので、利用されるといいのではないかと思う。

また、近隣住民の支援対策も重要で、当院においても、その受入れの対策として近隣住民を含めた防災訓練も行っている。

- 安否確認について、その方法を記載した小さいカードを携帯しており、危機

管理対策本部等に連絡を入れ、連絡がつかない場合は、171の伝言ダイヤルにメッセージを入れることになっており、安否に加え、出勤の可否を入れることになっている。

- ホテルは、24時間、365日営業しているので、各時間帯における責任者を決めて対応する態勢になっている。安否確認については、まずは自分の家族の安否を確認して出勤するという事になっている。
- 近隣住民等の周りに対する支援として、何ができるかが大事な事だと思う。
- 大学においては、多くの学生の安全確保を考えなければならない。構内にいる人を外に出すタイミングをどうするかが問題であり、逆に構内に人を残したときに、多くの人を留め置いて大丈夫かという問題も考えておかなければならない。

裁判所においては、まずは、来庁者の安全を確保し、その上で令状等の緊急性のある業務について、どのように対応するか考えておくことが大事だと思う。
- 業務継続について、裁判所においても、令状や保釈等の身柄に関する事務処理については、必ず誰かが裁判所に登庁して手続をする必要があるため、それに対応できる態勢を検討している。
- 職員の情報確保も必要であるが、被災状況について、京都府、検察庁等の関係機関との情報ルートの確立についてはどのように考えておられるか。
- 京都市では防災や被災に関する情報を集約し、Webで公開しているが、裁判所でも近隣の被災状況が把握できるパイプを作らなければならないと考えて

いる。広域避難場所である御所に設置される避難センターには、京都市の防災センターから逐一情報が入ると聞いているが、他に情報のネットワークが構築できるのであれば、裁判所としても参加していきたい。

○ 京都市内には、裁判所、検察庁等の国の機関が多いので、横のつながりを作り、お互い情報交換をすることで足りない部分を補い合い、より充分な情報を得ることができるのではないかと思う。

■ 皆様からの御意見を踏まえ、裁判所として大規模地震に対する更なる防災に取り組んでいきたい。今後とも御支援をよろしくお願いしたい。

エ 次回のテーマ

被害者参加制度について

オ 次回開催日

平成25年6月21日（金）午後3時

以 上